

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
赤穂市	木津地区 (木津集落)	令和4年3月22日	-

### 1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	42.8 ha	
①人・農地プランの耕地面積	38.1 ha	100.0 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34.2 ha	89.7 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	17.7 ha	51.7 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	16.5 ha	48.3 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	3.8 ha	9.9 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	5.4 ha	14.1 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	7.4 ha	19.4 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	3.9 ha	10.3 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.4 ha	14.1 %
(備考) 耕作者からの回答を優先し、耕作者からの回答がない場合は所有者の回答結果を集計した。		

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果では、70才以上の耕作者の耕作面積が16.5haと全体の約半数を占めており、うち後継者が「不明」または「未定」の農地は9.1haと5割強を占める。こうした農地の保全を地区全体で考える必要がある。</li> <li>・中心経営体によって区画ごとに集約するなど、地区農業の将来像について検討する必要がある。</li> <li>・担い手の規模拡大や高齢化により耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理が困難となりつつあるが、景観維持の観点を踏まえ、これらの課題に地区としてどのように取組むかを検討する必要がある。</li> <li>・担い手の経営の安定を図るためには、担い手の稲作主体の経営から高収益作物の導入についても検討する必要がある。</li> <li>・今後、営農活動を継続するうえで獣害対策が重要であり、地区全体で考える必要がある。</li> </ul>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の農地は、1法人と4人の中心経営体によって、既にほ場整備田の7割弱を耕作されているが、今後も農地を担っていけるかを協議し、できる限り農地所有者の協力の下、担い手間で調整して農地の集積化を図る。</li> <li>・今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、中心経営体及び地区の代表者間で協議し、効率的な経営が図れるよう集約化に努める。</li> <li>・中心経営体は限られた労力で耕作による農地保全を図ることから、所有者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点からも、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。</li> </ul>
---

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和4年3月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲・施設野菜花苗	9.6 ha	水稲・施設野菜花苗	20.0 ha	
認農	B	水稲	3.1 ha	水稲	4.0 ha	
	C	水稲	6.5 ha	水稲	10.0 ha	
	D	水稲	1.8 ha	水稲	5.0 ha	
認農	E	水稲	4.6 ha	水稲	0 ha	リタイア
認農	F	施設野菜	0.8 ha	施設野菜	0.8 ha	
計	6 経営体		26.4 ha		39.8 ha	

※ Eはリタイアする。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、53,981㎡となっている。円滑な貸借による農地の保全と作業効率を高めるために中心経営体間の連携を強化し、集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 借受農地は原則として機構に貸付けていく。また、当面は耕作を希望する所有者にあっても、後継者がなく営農の継続が困難となった場合にはスムーズに中心経営体へ耕作を引き継げるよう努める。</p>
<p>●基礎整備への取組方針 アンケート結果により、回答者の4割強の者が整備田の畦畔除去による大区画化・用排水路の整備等の基礎整備事業について検討する必要があると答えており、今後、農業の生産効率の向上と省力化を図れるよう関係者で実施について検討を行う。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策への取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、鳥獣防止柵の設置等の対策について、地区全体で協議する。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 アンケート結果により、半数の方が土地管理組合と農地所有者(耕作者)で管理すべき、2割の方が地区全体で管理すべきと回答され、耕作者が単独で管理すべきと回答した者はわずかで、3割に満たなかった。今後は担い手が土地管理組合と連携し、また、地域ぐるみでの農地や農道・用排水路の維持管理を行えるよう見直す。</p>